

事業承継税制の新たな特例制度のポイント

1. 事業承継税制の 10 年間の特例措置

今年の税制改正では、中小企業の経営者の高齢化が進む中、経営者の世代交代を促して日本経済を活性化するため、従来の事業承継税制の特例として 10 年間、要件が緩和されます。

(NEWS LINER Vol.315 (2018/1/10 号) 参照)

この特例を適用することで、経営者が保有する自社株式の全株の納税猶予が可能となり、さらに納税猶予割合 100%となる結果、承継時の贈与税・相続税の負担がゼロになります。

2. 特例適用には認定を受ける必要あり

今回の特例適用の要件として、まずは「特例認定承継会社」の認定を受ける必要があります。

そのためには、2023 年 3 月 31 日までに「特例承継計画」を作成し、その計画書を都道府県庁に提出しなければなりません。

3. 計画書は 2023 年 3 月 31 日までに提出が必要

ここで注意すべき点は、上記の計画書の提出が認められているのは 10 年の特例期間のうち、最初の 5 年間に限られている点です。そのため、特例期間内に事業承継の可能性がある場合は、早めに計画書を提出して、認定を受けておくとい良いでしょう。認定を受けた後、実際に贈与や相続をしなかったとしても、ペナルティが生じるなどの不利益はありません。

【認定申請等のイメージ】

計画書の提出

先代からの株式の贈与・相続

都道府県庁へ認定申請 (計画書提出 (注))

(注) 計画書の提出は、贈与・相続の前後を問わず
2023 年 3 月 31 日まではいつでも可能

税務署へ贈与税・相続税の申告等

贈与税・相続税の納税猶予の報告 (5 年間)

都道府県庁へは年次報告書

税務署へは継続届出書

5 年経過後税務署へ継続届出書 (3 年に 1 回)

4. 認定経営革新等支援機関のチェック

を受けた計画書の提出が必要

認定申請の際に提出する計画書には、次の内容を記載することとされています。

先代経営者の氏名

特例を適用する後継者の氏名

事業承継までと承継後の事業計画

経営革新等支援機関の所見

の経営革新等支援機関 (認定支援機関) は、税理士や金融機関が認定を受けて活動しているものです。そこで、計画作成を検討する際には、顧問税理士等がこの支援機関に認定されているかをまず確認しましょう。

顧問税理士等が支援機関に認定されていない場合には、中小企業庁のホームページに全国の経営革新等支援機関の一覧が公表されていますので、そこで助言・指導を受ける支援機関を探すことができます。

5. 一度提出した計画書の再提出は認められる

計画書の提出時に予定していた事業承継後の事業計画が変更になった、予定していた後継者が変更になったということも想定されます。その場合にも、期限内に提出していた計画書を再提出することは認められます。

6. 非上場企業の事業承継を考える

良い機会として活用を

この制度は、後継者候補の目途がついている非上場企業で、自社株の評価額が高く相続税負担に悩んでいる企業オーナーにとって、承継時の税負担がゼロになるのが魅力です。承継時には「免除」ではなく、あくまでも「猶予」であることを理解した上で、とりあえず計画書の提出を検討してみることをおすすめします。

今回の計画書は早期の事業承継を促すためのものであるため、事業実態がある企業であれば問題なく記載できるものが想定されているようです。なお、特例制度の適用手続等の具体的な内容については、新たな経営承継円滑化法が公布・施行された後、中小企業庁のホームページで公表予定となっています。

(提供: 朝日税理士法人)

本資料は当社が信頼できると判断した情報源から入手した情報に基づいて作成されていますが、明示、暗示にかかわらず内容の正確性、あるいは完全性については保証するものではありません。また、発行日現在の法令・関係規制等をもとに作成しておりますので、その後の改正等にご注意ください。なお、本資料は有価証券の取引その他の取引の勧誘を目的としたものではありません。

いっしょに、明日のこと。
Share the Future



SMBC 日興証券

金融商品取引法第37条(広告等の規制)にかかる留意事項

本資料は、法制度/税務、自社株評価、相続/事業承継、株主対策/資本政策、オファリング、M&A/IPO、年金/保険等の諸制度に関する紹介や解説、また、これに関連するスキーム等の紹介や解説、及びその効果等に関する説明・検証等を行ったものであり、金融商品の取引その他の取引の勧誘を目的とした金融商品に関する説明資料ではありません。記載の内容に従って、お客様が実際にお取引をされた場合や実務を遂行された場合の手数料、報酬、費用、その他対価はお客様のご負担となります。なお、SMBC日興証券株式会社(以下「弊社」といいます。)がご案内する商品等へのご投資には、各商品等に所定の手数料等をご負担いただく場合があります。例えば、店舗における国内の金融商品取引所に上場する株式等(売買単位未満株式を除く。)の場合は約定代金に対して最大1.242%(ただし、最低手数料5,400円)の委託手数料をお支払いいただきます。投資信託の場合は銘柄ごとに設定された各種手数料等(直接的費用として、最大4.32%の申込手数料、最大4.5%の換金手数料又は信託財産留保額、間接的費用として、最大年率5.61%の信託報酬(又は運用管理費用)及びその他の費用等)をお支払いいただきます。債券、株式等を募集、売出し等又は相対取引により購入する場合は、購入対価のみをお支払いいただきます(債券の場合、購入対価に別途、経過利息をお支払いいただく場合があります。)。また、外貨建ての商品の場合、円貨と外貨を交換、又は異なる外貨間での交換をする際には外国為替市場の動向に応じて弊社が決定した為替レートによるものとします。上記手数料等のうち、消費税が課せられるものについては、消費税分を含む料率又は金額を記載しております。

本資料は、弊社が信頼できると判断した情報源から入手した情報に基づいて作成されていますが、明示、黙示に関わらず内容の正確性あるいは完全性について保証するものではありません。また、別段の表示のない限り、その作成時点において施行されている法令に基づき作成したものであり、将来、法令の解釈が変更されたり、制度の改正や新たな法令の施行等がなされる可能性もございます。さらに、本資料に記載の内容は、一般的な事項を記載したものに過ぎないため、お客様を取り巻くすべての状況に適合してその効果等が発揮されるものではありません。このため、本資料に記載の内容に従って、お客様が実際に取引をされた場合や実務を遂行された場合、その期待される効果等が得られないリスクもございます。なお、金融商品の取引その他の取引を行っていただく場合には、株式相場、金利水準、為替相場、不動産相場、商品相場等の価格の変動等及び有価証券の発行者等の信用状況(財務・経営状況を含む。)の悪化等それらに関する外部評価の変化等を直接の原因として損失が生ずるおそれ(元本欠損リスク)、又は元本を超過する損失を生ずるおそれ(元本超過損リスク)があります。なお、信用取引又はデリバティブ取引等(以下「デリバティブ取引等」といいます。)を行う場合は、デリバティブ取引等の額が当該デリバティブ取引等についてお客様の差入れた委託保証金又は証拠金の額(以下「委託保証金等の額」といいます。)を上回る場合があると共に、対象となる有価証券の価格又は指標等の変動により損失の額がお客様の差入れた委託保証金等の額を上回るおそれ(元本超過損リスク)があります。また、店頭デリバティブ取引については、弊社が表示する金融商品の売付けの価格と買付けの価格に差がある場合があります。上記の手数料等及びリスク等は商品毎に異なりますので、当該商品等の契約締結前交付書面や目論見書又はお客様向け資料等をよくお読みください。なお、目論見書等のお問い合わせは弊社各部店までお願いいたします。また、実際の取引等をご検討の際には、個別の提案書等をご覧いただいた上で、今後の制度改正の動きに加え、具体的な実務動向や法解釈の動き、及びお客様の個別の状況等に十分ご留意いただき、所轄の税務署や、弁護士、公認会計士、税理士等の専門家にご相談の上、お客様の最終判断をもって行っていただきますよう、お願い申し上げます。

商号等：SMBC日興証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第2251号
加入協会：日本証券業協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、
一般社団法人金融先物取引業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会

(2017年2月1日現在)



SMBC日興証券

いっしょに、明日のこと。

Share the Future